



# さあ、挑戦だ。

## 国際裁判機関等 インターンシップ支援事業

**国際裁判機関等でのインターンシップについて、外務省が滞在費をサポート。**

外務省は、国際法や国際紛争処理に関する仕事に関心のある方が、国際裁判機関等でインターンシップを行うための滞在費を支援し、将来的にこれらの機関等の中枢で働く職員や国際裁判等の弁護士などの役割を担える国際司法分野の専門家として育成することを目的とし、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を実施しています。4回目となる2023年度は、外務省が株式会社イー・シー及び一般社団法人日本国際実務研修協会(JIPT)と共に実施します。

本事業の参加者には、インターンシップを通じてしか得ることのできない、国際裁判機関等で必要とされる知見を広げていただくこと、国際裁判機関等における人脈を構築いただき、今後、日本の国際裁判対策強化において主導的な役割を担う人材となっていくことが期待されています。

皆さまのご応募をお待ちしています。

詳しくは裏面をご覧ください ⇒

## ～第4回国際裁判機関等インターンシップ支援事業～ 国際裁判機関等でのインターンシップ期間中の滞在費を支給します

### 支援内容

インターンシップ期間中の滞在費を支援するため、外務省から一人あたり月30万円(上限)を支給します。

※月々の滞在費の支払は、出勤日証明と月次報告を確認した後に行います

※インターンシップ先からの手当、奨学金や科研費等他の助成金受給者については、本事業の支援金額と同助成金額の合計が上記の金額を超えないこととします

### 対象

この事業の対象となる方は、以下のとおりです。

- インターンシップの内容が国際公法又は国際私法に関係する業務であること
- 日本国籍を有していること
- 以下の機関におけるインターンシップを許可されていること

国際司法裁判所(ICJ)、国際海洋法裁判所(ITLOS)、国際刑事裁判所(ICC)、常設仲裁裁判所(PCA)、世界貿易機関(WTO)、投資紛争解決国際センター(ICSID)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等  
※上記以外の国際機関の法務部門等 (詳しくはお問い合わせください)  
※申請時は、許可される見込みがあることでも差し支えありません

### 期間

2023年4月1日～2024年3月31日に実施されるインターンシップが対象です。  
現地滞在1か月以上のインターンシップを対象とし、月ごとに支給します。

### 選考

書類選考及び面接により選考を行います。

- **募集期間** 二次募集:2023年9月4日(月)15時から11月30日(木)17時まで  
※応募受付次第、先着順に順次選考を開始します。
- **提出書類** 以下の書類をご用意ください。

- 登録書(様式はホームページからダウンロード)
- 国際裁判機関等からのインターン受入を証明する書類  
※申込時には、インターンシップ先とのやりとりがわかるものでも可
- 英語能力証明書、英語以外の外国語能力証明書(あれば)
- 旅券のコピー

- **審査** 書類審査の後、外務省及び一般社団法人日本国際実務研修協会(JIPT)が日本語および英語による面接選考を行います。



詳細情報はホームページで <https://intern-support.jp/>

第4回国際裁判機関等インターンシップ支援事業 運営事務局

株式会社イー・シー 担当 松本・青木

150-0031 東京都渋谷区桜丘町31番14号 SLACK SHIBUYA 1101

TEL: 03-6459-3210 e-mail: [intern-support@intern-support.jp](mailto:intern-support@intern-support.jp)